

産 業 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

〔平成23年11月21日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

産業建設常任委員会会議録

日 時 平成23年11月21日
午前10時00分 開会
午後 0時17分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（6名）

委 員 長	廣 内 孝 次
副 委 員 長	原 口 育 大
委 員	印 部 久 信
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	長 船 吉 博
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
産業振興部長	水 田 泰 善
農業振興部長	奥 野 満 也
都市整備部長	山 田 充
下水道部長	道 上 光 明
産業振興部次長	興 津 良 祐

農 業 業 振 興 部 次 長	神	田	拓	治
都 市 整 備 部 次 長	山	崎	昌	広
下 水 道 部 次 長	松	下		修
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	真 由 美	
産業振興部水産振興課長	早	川	益	弘
農業振興部農林振興課長	松	本	安	民
農業振興部農地整備課長	大	瀬		久
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	森	本	秀	利
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
下水道部下水道課長	小	谷	雅	信
下水道部下水道加入促進課長	喜	田	展	弘
次長兼農業委員会事務局長	竹	内	秀	次
国 民 宿 舎 支 配 人	北	川	満	夫

Ⅱ. 会議に付した事件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 所管事務調査について..... | 5 |
| (1) 産業振興の推進について | |
| (2) 農業振興の推進について | |
| (3) 都市整備事業の推進について | |
| (4) 下水道事業の推進について | |
| (5) 農業委員会に関する事 | |
| 2. その他..... | 6 0 |

Ⅲ. 会議録

産業建設常任委員会

平成23年11月21日（月）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午後 2時27分）

○廣内孝次委員長 皆さん、おはようございます。

きのうから大変寒くなっておりますが、きのうは神戸マラソンが開催されまして2万3,000人という多数の方が参加されておりました。ちなみに、出走料は1万円ということで、2億3,000万、一応収益じゃなしに金額は上がっておるんですけども、やはり経済効果を考えますと、その何十倍というような経済効果があるようでございます。やはり、イベントをするというのは大変手間のかかることですが、やはり経済効果には大分波及があるようでございます。

本日は産業建設常任委員会ということで、よろしくお願いしまして簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

それでは、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。

それでは、執行部、市長、ごあいさつ、よろしくお願いします。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

今も委員長さんからお話がありましたように、非常に気候の変化が激しく、当然のことながらも11月も中旬を過ぎますと少し寒いなという言葉が聞ける時期でございますが、ことしは何やいつまでも暖かかったところでございます。

また、先日は畜産まつりなり、また、乳牛の乳牛まつり等で御苦労さんでございました。県の乳牛共進会におきましても、酪農の場合は、酪農王国淡路と言われるとおり、もう上位が全部淡路の関係する生産者の乳牛が独占いたしておりました。いろいろとこれからTPPの問題等がありますが、やはり、私どもこの淡路、特に南あわじは酪農が、また、畜産が非常にいろいろとほかの農業等の関連もございまして影響が出ることも心配でございますが、何とか継続できるようなそういう対応が、もしTPPが取り入れられるとすれば、そのような対応なくしては、やはりこれはもう100%反対せざるを得んわけでございます。

実は、18日の日に瀬戸内・海の手ネットワークというのがございまして、私も初めて出席したんですが、瀬戸内だけでなく、大阪湾等々、また、太平洋側も含めてでございますが107団体、107の市町が加盟しておりまして、特に今回は防災のネットワークのいろいろ国のほう、すなわち国交省、4つの整備局、近畿、それから、中国、四国、九州、この整備局がいろいろとそういう取り組みをしていくための会議でございまして、非常に南あわじ市も今防災に力を入れておりますので、初めて出席をいたしました。

その中で、大変ありがたいことにそういう震災があったときに、この107、それから、その他の団体、無論国交省等々が入って127団体があるわけでございまして、災害協定を結ぼうじゃないかという話が出ました。私も大いに賛成をして、最終の宣言の中に、その協定を結ぶ協議会を設立しようということができました。で、そのときに、あわせて私も発言させていただいたんですが、福良の津波防災ステーション、これは、過去も河田先生がやはり瀬戸内の地域よりも、福良のあの地域は早くそういう津波なり、震災の状況が把握できるので、あそこを瀬戸内に対していろいろ情報発信をする場所にしたら、なお一層価値観、存在価値が出るん違うかと、何回もそういうお話を、私も直接聞きましたし、また、ほかのところでも発言をしておりましたので、そんなことを申し上げました。

国交省も、今すごく変わってきておりまして、たまたま前神戸にいて、本庁へ行って、中国の整備局の港湾空港部長になっている人もよく知ってましたし、また、もう皆さん御案内のとおり、洲本の助役さんをしておりました上原さんの息子さんも以前近畿整備局におりまして、それで本庁へ行っておりまして、また今、こちらへ帰ってきております。そういう人たちともお会いした中で、そういう考え方が今後のお互いの情報交換なり、少しでも減災に結びつくだろうなということで、インターネット等の整備をできるようにということで、その部長さんが上原さんに何かそんなお話もしておりました。

まさに、これから、そういう広い範囲の広域ネットワーク、これが震災を抑えることはできませんが、あとの対応、減災、そして、また、大学の先生のお話も、神戸大学の名誉教授の人が講演されておりましたが、やはり、海が今後そういう災害が起きたときに医療船なり、その中でお医者さんが乗ったり、ドクターが乗ったり、またいろいろそういう資材なり、また食料なり、そういう船を使つての、のちのちの対応が必要であるというお話もされました。まさに、私どもも今後万一の場合、そういうところに協定が結ばれて、そういうものも十二分にこれから一つ一つ積み上げて、対応を考えていっておく必要があるというふうに認識をいたしたところでございます。また、少しでも詳しい話を、機会あればさせていただきたいなと思います。

きょうは、産業建設常任委員会の皆さん方の所管の事務調査ということでございます。また、いろいろと御指導、御鞭撻をお願いいたす次第でございます。

ちょっとあと、公務入ってますので中座いたしますが、どうぞよろしくお願いをいたしまして冒頭のごあいさつにかえたいと思います。

○廣内孝次委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより所管事務調査に入りたいと思います。

まず、最初に、お諮りしたいと思いますけども、1、2、3、4、5と五つの議題がありますけども、一括審議としたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

 それでは、何か質疑ございませんか。

 砂田委員。

○砂田杲洋委員 この間の酪農の北海道の乳牛の導入についてやけど、洲本市の場合は、確か市や酪農組合いろいろ入れて、補助金が1頭当たり17万何ぼかになると聞いてんけども、うちの市の場合は今何やかやの補助金、合計して何ぼぐらいいただいておりますか、うちの市は3万やと思うねんけど。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） この秋の畜産関係の大会には、議員の皆さんに御出席いただきまして、まずはもって御礼の言葉を先に申し述べておきたいと思います。どうもありがとうございました。おかげさんで、無事盛況に県大会を含めて終了することができました。

 先ほどの北海道乳の件につきましても、導入の式典には御参加をいただきましてどうもありがとうございました。

 南あわじ市の場合でございますが、市のほうから3万円を含めまして大体12万円ぐらいでございます。洲本のほうは、1頭確か5万円ぐらいと聞いておりますのでその差が若干出ているかなと思っております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 この間、酪農家の人とちょっと立ち話しよったら、何とか洲本市に近いような補助金が出らんかなと。もっとええ牛を導入したいねんけどもこんな時代になかなか負担もすごいのでということで出しとるけど、洲本並みというぐらいに、この5万円程度っていうのは無理かな。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 南あわじ市としましては、担当の希望としましてはできるだけ多いほうが良いとは思っておりますが、市全体の中で考えますと、土づくりということで堆肥の助成とか、あと、補助金は少ないところでございますが、頭数をふやすとい

うようなところも考えておりますので、全体の補助額につきましては、当然南あわじ市酪農家が多いというお話もございますが、少しでも多くの酪農の方に北海道乳の導入の機会がふえればなと思っておりますので、広く補助金を対応していただいているように認識しております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 もう一つだけ。

さっきのうちの市は大体１２万円ぐらい出よるけど、その内訳ちょっとわからんかな。どこから何ぼぐらいというのは、難しい。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） これは、記憶のところでございますが、市から３万円、それから、酪農が恐らく５万円、それから、県酪というか酪農の上部団体から３万円ぐらいで、１１万か１２万と聞いております。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 先般土曜日、水産まつりがありましたけども、あいにくの雨模様で、それにもかかわらずそこそこの人が参加してくれましたけども、その神事の後で、式典みたいなのがあったんですけども、その中で今漁業に関しての軽油税をかけようという国の方針が、何かそっちのほうへいきそうなんですよね。で、これ、ただでさえ非常に漁業者にとって苦しい状況下の中であって、軽油税をかけられると相当な大打撃になるわけですよ。そこへもって行って、この前も前田南浦の会長ともそこら話したんですけども、何として反対していかないかんというふうなことなんだけども、そこらのもう少し詳しい動き等については把握しておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 水産まつり、雨の中ありがとうございました。

今、長船議員さんの御質問なんですけども、まだ詳しくは把握しておりません。ただ、今議員さんがおっしゃったように、今まで漁船に入れるあれは免除等あったのがなくなっていくということで、漁連のほうも反対していくという情報しか、今のところ私のほうに

入っていません。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 僕の記憶が正しければ、この軽油税というのは目的税で、車が国道、県道を走る。それを補修等々せなあかんので、そこらの補修費を充てるための軽油税を取っているというふうなことだというふうに思っておったんですけども、それが海を走る船、また、畑の中を耕す耕運機とか、そういうなんに軽油税を取るというのはこれ何か、目的違いではないかなというふうに、僕らもこれはもう国のほうでしよるんで、ここでとやかくいうても仕方ないんですけども、そこら僕の記憶が間違っとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど、大会のほうが10月の12日の日に、兵庫県の大会がございました。それで、今おっしゃっているように軽油の税金のアップと、それとまたA重油の、要は燃料入りの、あげるのを税金を取るのはやめてくれというふうな会社がございましたし、先ほどおっしゃいましたように、税金のほうにつきましても、目的の関係があつて、例えば、漁業のほうは今そういう形でやられていますし、農業のほうでも大きい油とか、圃場整備とか、そういうときには免税の手続をすれば税金がかからんというふうなことも聞いております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 本当にこれ、大きいんよね、軽油税いうの。リッターで十何円かな、確か。十何円取りよるはずやと思うんよ。これは、年間31万か。年間にすごい金額に、特に今漁業の、昔と違って漁業の船というのは、エンジン大きなっとなってますよ。せやから、年間ものすごい金額になってしまうんで、今この魚価、漁獲高、そんな漁業の現状を含めて、そんなのに税金をかけるというのは本当にこれ、ちょっと無謀ではないかなというふうに、僕らはとおるんです。

ですから、そこら、本来本当に漁業者が主になってやっていかなあかんことだと思うんですけども、僕らも協力していきたいというふうに思っておりますので、行政のほうもそれなりのことに関して、今後やっぱり情報収集なり、協力のあり方なり、協力していただきたいなというふうに思っておるんですけども、その点いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（早川益弘） 議員さんもおっしゃったように、国のほうでどういうふうな方針になっていくか、これから情報を踏まえ、南あわじ水交会、また、県、国、漁連のほうとの情報も集めまして対応していきたいと思います。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 何か早ければ来年の4月1日ぐらいからなるというふうなこともちらほら言われてますので、これはもう早急に対応していかないかん部分やというふうに思っておりますので、よろしくお願いして、まずは終わっておきます。

○廣内孝次委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 最初に聞きたいのは、水稻の所得補償方式について聞きたいんですが、このたびのA P E Cで日本もいよいよT P Pに参加をするための協議に入るという、極めて紛らわしい表現で総理大臣が言っておるわけですが、このT P Pと、昨年度から始まっている所得方式は直接関係ないのかもしれませんが、この所得補償方式、22年度について聞きたいと思うんですが、まず、この水稻の所得補償方式は、全国一律10アール当たり、いわゆる1反当たり1万5,000円を補償するということなんですが、補償するとか、補てんするということなんですが、昨年度は、22年度産米については、価格が低下したということで反と当たり1万5,100円の追加払いがされたということなんですが、この辺の状況について、制度の仕組みについてちょっと説明してくれますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） もう議員皆様御存じのとおり、農業者戸別所得補償制度につきましては、21年度にモデル事業を実施しまして、それで、本格的実施を昨年度から行っております。で、実際制度的なところは、今までというか3年前までは、米の価格を国全体で保っていくというふうなところから、政権が交代しまして、農家の方へ直接補償でお金を渡していこうというような制度に変わりました。その制度につきましては、今御質問のありましたとおり、米の生産期を全国で決めまして、その生産費から米の販売価格が落ちた場合につきまして補償を行うというところでございます。

ただ、御存じのとおり、米の生産につきましては、恒常的に生産費を上回る価格で販売をできていないというところから、この制度が生まれております。それで、国の試算とし

まして22年度は、俗にいう定額部分、生産費からこのぐらいは販売価格が恒常的に落ちているだろうという部分が今御質問のありました1反当たり1万5,000円。

それで、実際販売を行いましたところ、いろんな要因がございますが、生産費から販売価格が落ちたというところで、ここを変動部分というんですが、この部分に対して1反当たり1万5,100円が交付されましたので、農家の方につきましては、定額の1万5,000円プラス変動の1万5,100円で、3万100円が交付されております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 総論的に今の説明で大体課長の言うたことでわかるんですが、ちょっと今度は各論的に言いますと、それならば、この1万5,100円を出すという基準価格、何月時点の米価の基準価格をもとにして、結局これは通常国が思っていたよりも下がったということで1万5,100円を追加支給されているわけですから、ここに基準価格というものがなかったらこの数字が出てこないわけですね。ほんなら、これ、聞くところによると22年度はこういうふうに出しとると。23年度産米についてはこの1万5,000円は当然出すけれども、この基準価格よりも下がった、22年度に出した1万5,100円は23年度米については出さんの違うかと言われとるんですね。ということは、どっかに基準価格があるはずなんですわね。この基準価格はどのように出して、何ぼ一体国は見とるんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 国のほうの計算の根拠としましては、要するに変動部分につきましては、出回り、その年の米の出回りから翌年3月までの全国平均価格から算出しております。それでいきますと、まだ23年産米につきましては、まだ平均価格は出ておりませんが、市場の動向でいきますと恐らく出ないであろうということでございますので、まだ、結果的に出ないというわけではございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 23年度はともかく、そしたら、22年度はすべての答えが出とるわけですから、結局そしたら22年度産米については、基準価格はこの1万5,100円も支給、追加払いしとるんですから、基本基準価格というのは出とると思うんで、結局22年度産米の基準価格というのは、反当何ぼになったんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 22年度の、要するに価格が下落した補てんに対する1万5,100円、1反当たりなんです、これの計算方法を簡単に述べますと、標準的な生産に要する費用が60キログラム当たり1万3,703円、この標準的な生産価格に対する国が行う販売価格が60キログラム当たり1万1,978円、ここで先ほど説明させていただきましてとおり、米の恒常的な、要するに赤字といいますか、収入減が60キログラム当たり1,725円ということで国のほうでは計算をしております。これを全国一律の反収で戻しますと、国が行います定額助成1万5,000円が1反当たりという形で計算されます。

それで、議員の御質問の下落のほうにいきますと、変動部分の交付金については、標準的な販売価格が60キログラム当たり1万1,978円から下がった分でいきますので、1万1,978円から約60キログラム当たり1,710円下がったという形で、1万5,100円が交付されております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 大体それでええねん。ということは、課長、これ反収何キロを見込んで計算しよんの。反収の答えが出らん限り、掛け算できへん、これ。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 反収530キロでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 反収530キロということになると、共済の引き受け標準収穫量と、この国の見込んでいる反収530キロというのはイコールになりますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 共済の反収につきましては、それぞれの県ごとで、今いう530キロにつきましては全国一律でございますので、当然変わってくると考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 南あわじ市の共済の反収の引き受け価格は、反収何キロですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 平均でございますが、498キロでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、国は南あわじ市の共済の引き受け価格よりも32キロ余分に収量を見込んでおるということになってくると、南あわじ市の場合は、この国の計算からいうたら、いわゆる平均的にいうたら補助金がプラスに作用してくるというように理解してよろしいか。

それで、課長、結局22年度産米においた場合、全国でこの1反あたりは、あくまでもこれは転作しとる場合は除外ということで、これは確か米作農家においた場合、例えば、5反植えとる場合は、1反分は自家消費ということでこれは対象外ということですから。ということは、実際対象になるのが5反仮に水稻植えとつても、4反が対象になるということですね。そういうことやね。

それで、これはちょっと知っておきたいだけのことで聞きたいんですが、これ、全国で実際どれだけの所得補償方式の22年度において、国は農家に交付された金額のトータルというのはわかる。

南あわじ市で何ぼ交付されました。我々、ざっと考えた場合、南あわじ市の場合、2,000町か、水稻の作付面積。2,000町かける3万円とした場合、6億円ぐらいの金が入ったわけか。2,000町というのは2万反や。2万反かける3万円ですから、6億円ぐらいの金が入るとるわけやな。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 先ほどの国のベースでの所得補償交付金は、国ベースでいきますと3,371億円となっております。また、転作部分を合わせますと5,538億円、南あわじ市での米の所得交付金は固定と変動合わせますと約4億3,000万を下回る程度でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回の、これは直接関係ないですが、T P Pの問題で、仮にT P Pが妥結して、関税商品が撤廃された場合、工業製品においては恐らく2兆9,000億円ぐらいのプラス思考になるだろうといいよんねんな。で、農業においたら、これによつてのマイナス部分が5,000億か6,000億ぐらい出るということなんです、それから考えた場合、米の所得補償方式のもう倍ぐらいの金使ったら大方第一次産業は仕事せいで、所得がおおむね補償されるんかなというような計算にもなってくるわけですけど、これはまあよろしい、これはそれでええけど。

 これ、課長、この所得補償方式というのは、政権の考えでいろいろ常にな変わっていくんですが、T P Pの交渉が妥結しようがしまいが、この制度というものは維持されていきそうなんですか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 米の所得補償制度につきましては、大規模な経営を行う、国が今発表しております将来的な農業の米の生産規模を20ヘクタールから30ヘクタールにするというところについてはプラスかと思っておりますが、本市の、南あわじ市のように小さな米の農家につきましては、機械の経費等が非常にたくさん要っておりますので、今後は米の所得補償制度プラスそういう小さな農家に対しても違う形で補助をいただかなければ、なかなか維持しにくいかなと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと話題が変わるんですが、南あわじ市の場合、水田が3,500ヘクタールぐらいやと思うんですが、そのうち転作の割り当てが四十数%きとると思うんですが、22年で結構ですので、22年の場合転作達成率はどれぐらいでした。転作割合面積と転作達成率はどないなってます。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 22年、23年につきましても、大体転作率は44%代でございます。達成率も、皆様のおかげさまで、御協力をいただきまして市全体としましては達成を行っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 達成はそんなんやけど、何%達成。100%何ぼ超えてます。ちょうどいっぱいはいっぱいですか。割り当て面積を、達成率はふえていますか。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 100%を切る形でございますので、大体それぞれの地域に100%の達成を目標をお願いをしております、転作達成は102%ぐらいいっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 102%ということは、集落で100%を切った集落はありませんか。それは、何で聞きよるかという、集落で100%の転作達成率を切った場合には、この交付金というものは減額またはペナルティーとして出ないん違うんかな。集落単位ですべて100%を超えてなかったら、今いう価格補償方式のところは、そういう金はペナルティーとして出ないように思うんですけどね。そういう地域ありました。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 地域ごとのデータはちょっと今持ってないんですが。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、もう南あわじ市全体で農家に対する所得補償方式は、全農家に行き渡っているということになれば、もう地域も100%達成しとるということです、交付金がもらってなかった農家はありませんでした。

○廣内孝次委員長 農林振興課長。

○農林振興課長（松本安民） 交付金につきましては、申請をしていただいた農家についてはすべて交付させていただいてもうてます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。
ほかに、何かございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 今、下水道の加入率は上がっていますか。現状はどうでしょうか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） わずかですけれども、上がっております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ことしの9月の決算のときも、最後に言わせてもらいましたけども、もう少し加入率を上げるために超節水型の水洗トイレの補助をすればどうかというふうなことも質問したんですけれども、市長は普及に対しての1つの策として検討するというふうなことだったんですけれども、家庭の中で水を一番使うのがトイレなんですよ。それ、ちょっと、新聞にあるんですけれども、トイレが28%、お風呂が24%、炊事等については23%、洗濯が17%、洗面とかその他で8%、圧倒的にトイレに使う水が多いと。特に、淡路島いうたら昔から渇水、水には大変苦勞をしている地域ですね。特に、僕ら福良では、年中また時間給水かって、昔の僕の生まれた家なんかやったら、ちゃんと水をためるところまで台所をほって、そういう対策をしておったんですけれども。

これ、今、地域住民の生活等においても、なかなか厳しい社会情勢にあります。今、三洋電気がどうこう言われております。特に、洲本の三洋なんかだったら、今希望退職者を募っているらしいです。より一層、この地域住民の生活が苦しい状況下にありますので、この節水型トイレにすれば、水道代も下がる、また、下水道代も下がる。多少住民の生活には役に立つのかなというふうに思うんですけれども、僕も調べたんですけれども、この節水型トイレでも何でか知らんけど、メーカーであつたら高い。それで、こんな買える業者だったら、イナックス等々でも安い。ここら、部長、調べたことあります。これ、平均どのぐらい価格するんでしょうか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（松下 修） 以前長船議員さんから質問があつてから、私どものほうでも調べさせていただいたんですけれども、まず、エコトイレについては、便器について調べたんですけれども、定価で7万円から高い物は40万円ぐらいまでございます。また、その上についております便座いうんですけれども、プラスチックの座るだけの便座であれば1万円ぐらいからあるんですけれども、最近はやってきたエコ便座というふうな自動洗

浄、自動開閉、瞬間湯沸かし器のようにすぐお湯が沸くようなトイレもございまして、それについては定価が20万円ぐらいでございます。

それで、どれぐらいで販売されているかというのもいろいろ調べたんですけれども、大量購入されているようなインターネット等で調べますと、やっぱり50%ぐらいの金額が大体表示されているようでございましたけれども、南あわじ市の住民の方ではやっぱり近くの電気屋さんとか、今までお付き合いした水道屋さんとかで工事される場合が多いようでございまして、接続業者さんにもいろいろ聞いたんですけれども、南あわじ市の現状では、35%とか、25%引きというのが多いようにも聞いてございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 大量購入になれば、メーカーと直接交渉すれば安くなるというふうなことだと思うんですけれども、今僕ら水洗トイレやったらもうほとんどの家庭がウォシュレットはつけていると思うんですね。それは、つける、つけらんは別として、僕が言いよるのは、要は節水型のトイレ、タンクと流す便器、それだけでいいと思うんですね。あとはもう工事屋さんが全部ウォシュレットやそういうような取り外ししてもらえと思うんです。その南あわじ市が補助するというふうなことの中で、もし何だったらTOTOなり、イナックスなり、そういう衛生陶器会社と交渉して、それで大量購入じゃないんですけれども、そういう格安に仕入れて、それでうちの市の業者さんに取りかえてもらうというふうなことであれば、業者さんも要は取りかえ料とか、そういう手間賃をもらえますのでそこそこ商いになるのではないかないうふうに思うんですね。ですから、そういうこともひとつ考えてやっていただけたら非常にいいのかなと。

それと、市長もいうふしに、なかなか加入率が進まんということの中で、これだけしたらこれだけお得ですよと、もう早い話がここにあるんですけども、節水型にすれば年間1万3,800円安くなりますよと言って、こんな新聞の広告に書いてあるわけですね。そういうふうなことも一つの、住民の方に知らせるあげるというのも方策かなというふう思うので、できたら、本当にこの節水対策、また、経済、自分らの節約対策、そういうふうなことにもつながると思うので、できたらそういうふうに一度協議して、また取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますんですけど、どうでしょうか。

○廣内孝次委員長 下水道部長。

○下水道部長（道上光明） 確かに、議員さんがおっしゃっていただきましたように今便器の会社、ちょっと名前出せないんですけれども、申しわけございません。大きなところ、二三うちも今調べておりますけれども、南あわじ市大体この付近ではほとんどがT社

になっておりまして、今おっしゃっていただきましたように、それも含めまして今ちょっと検討を加えていきたいと思います。ありがとうございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 民間業者から直接こんだけやいうたら、もうメーカーなかなか信頼性というか、信用性、信ぴょう性に欠けると思う。行政が、うちの市がこういうふうな形でやるんで協力してくれませんかいうと、やはり、行政という名のもとにおけば非常にメーカーとしても信頼性も重きに置いて協力してくれる可能性も高いと、僕は思うんで、そこらひとつよく検討して、早急に進めていただきたいなというふうに思います。もし、そういう方策ができたなら、私が一番先、我が家が一番先にやらせていただきますので。
終わるときです。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 有害鳥獣について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

ここ数年、県も市も有害鳥獣対策についていろんな予算を組んで、頑張っていたいているんですけども、ことしは大きな雨、豪雨が2度もありました。かなり、従来なかったような水の出ぐあいとか、山の中もいろいろ環境も変わったんじゃないかと思うんですけども、実感として、私の地元、住んでいる周辺のほうでも、そういう努力にもかかわらず何かシカがだんだんだんだん町なかの田んぼのほうにも来てるんじゃないかというような声を、農家の人から聞きます。私の同僚議員も、かなり町なかに住んでいるんですけども、この前話したら、シカの鳴き声がうちの近所でちょこちょこ聞くようになったというような話も事実ございますが、その辺の認識について、今のシカ、イノシシ全般の動きについての認識、基本的にどういうふうに見ているのか、お尋ねしたいと思います。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 先ほど議員さんが言われましたとおり、国の支援、県の支援も今年度も厚く、対策は練っております。それにもかかわらず、シカについては、諭鶴羽山系しかいないのにもかかわらず、西淡のほうにも見かけたという情報も入っております。で、防護柵、被害個体の削減等猟友会とともに努力はさせていただいているんですけども、なかなか被害が減らないというのが現状やというふうに認識しております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も去年、おとしですか、会派で県の森林動物研究センターに行つて、専門員にお話を聞いたり、また、地元のほうにも来ていただいたりして、それなりに勉強してきたんですけれども、やはりシカ対策、イノシシ対策の基本的なスタンスというのは一つはやはり農家個々が自分の田んぼを守ると、今やってますよね、ずっと網張ってます。これは基本的に大事なことで。もう一つは、もっと抜本的な対策というのは、淡路島内でも神代の社家地区あたりがやっているように、山すそをずっとシカが侵入してこないような形で取り組むべきかと。常識的に考えても、そないしないと何ぼ自分の田んぼを守っても、川であるとか、道路であるとか、何ぼでもおりてこれるわけですね。その辺をしない限り、基本的な対策、強力な対策にならないような感じがします。

現に、そういう町なかにもどんどん、山の中で撃つても、あるいは、捕獲しても、どんどん入ってきよると。その辺の具体的な対策、方策についてどのように考えていますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 議員さん言われますように、山からの侵入の防除ラインを抑えるについてはやっぱり個々には対応できませんので、共同で、地域ぐるみで取り組まなアカンということで、各地域から防護柵の要望が結構上がってきております。上がってきた希望については、ある程度毎年クリアしていると思います。ことしでも、20キロほど防護柵設置するんですけれども、大きい集落になりますと単年度に1.5キロぐらいの防護柵を設置すると。支援するのはいいんですけれども、設置はやっぱり個々集落で設置してもらわなアカせんので、ワンシーズン1.5キロの防護柵を設置するということになりましたら大変な作業になりますので、皆さん協力して、それも年度内ですので3月までに設置してもらわないと困りますので、その辺は地域も認識をしていただきまして、その体制で取り組んでいただいております。

一応、防護柵の設置については、ある程度集落の希望はかなえられる数字は確保、事業費も確保しております、今の現状は。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今次長のほうから申請があったらと、要請があったらという、防護柵のことなんやけども、私見てたら、なかなかそこまで周辺、一つの町内会なり、農会なりが力合わせてずっと張ろうと。自分らで動き出すというか、そういうふうにしにくいようなところもあるんじゃないかと思うんですよね。その辺、行政と地元の関係というのはどうなってるんか、私もようわからんのですけれども、やはり、そういう基本的な対策とい

う、方策がわかっているのであれば、それに持っていくような行政としての努力をもっと、私は個人的にはしてほしいなと思うんですよ。やはり、何ぼ個人で田んぼを守ってても、やっぱり限度があると。これはもう、私も2年ほど見てて、つくづくわかりましたわ。その辺、どのように考えていますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） ことしも広報にも当然載せましたし、講習会、3月に県の森林動物センターの技術員を呼んで、各地区農会に案内を出しまして、防護柵の設置の仕方とか、鳥獣害の習性とか、その辺の講習会も開きました。それで、過去3年間防護柵を設置した方々には一応必ず出席してくださいというように広報等も対策について、住民にはできるだけわかりやすく、説明する機会を設けていこうとしておりますし、これからはしていこうというふうに思っております。

今、支援がある程度確保、国も県もしていただいておりますので、今がチャンスやと思います。この機会を逃しますと、なかなかまた一から設置するというのは大変ですので、それを利用して、住民に情報提供をしていきたいなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この前も一般質問で同僚議員がされたような記憶もあるんですけども、ちょっと結果、回答、答弁ちょっと忘れちゃった。もう一遍聞きます。最近、また近所で聞かれたんでね。

もう何年も前に農家の方々が網を張って、自分たちの田んぼ守っています。そのときに、一遍目張るときは、補助を出してくれとんねんね。ところが、それを新しく改修する、直すときには補助を出してくれないというようなことを聞きましたけども、それを何とかできるようにしてくれへんのだろうかという農家の人たちの切実な願いがあるんですけども、大きな農家だったらともかくも、じいちゃん、ばあちゃんで行っているの、またもう一遍網を買い替えて、張りかえなあかんというのは大変なことだと思うんですけども、その辺どうなんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（神田拓治） 議員さんも御存じのように、事業の採択条件に3戸以上という条件がございます。先にいうように、個々の田を守るについての防護柵については、支援はありません。共同で、自分たちの田畑を守るということで、3戸以上あれば、

この事業にのることが出来ます。なおかつ、3戸といえども、2戸の場合でもことし新たに市単独事業で設置したんですけれども、3戸以上いいますと山に囲まれた地域で、3戸がないと、2戸しかない。かといって、防護柵するには個々で対応せなあかんという場合が出てきますので、それについては、市単独で上限5万円の補助、事業費10万円で半分補助ですので5万円、これが上限になりますけれども、そういう新たな市単独の事業を新設しております。

それで、なおかつ柵を設置して、穴が開いた場合、これを修復するについてもこのたび新年度事業から市単事業で、これは国の事業ありませんので、補修するについても、上限10万円、事業費で10万円、それで5万円の補助、半分補助、そういう事業もつくっております。

○廣内孝次委員長 ほかに、何か。
阿部議長。

○阿部計一議長 参考までにちょっとお聞きしたいんですが、排水機場についてちょっとお尋ねをいたします。今、南あわじ市で排水機場、これは今何基ぐらいあるんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 排水機場と申しますのは、所管が農林排水機場、土木関係の排水機場、並びに、河川海等の排水機場がございます。こちらで把握しておりますのが、水利組合等の分は除きまして、26排水機場が河川と港湾であるように思っております。

○廣内孝次委員長 議長。

○阿部計一議長 その運営状況、管理状況は、基本的にはどんなふうになっておりますか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 一般的に排水機場といえますのは、港湾の排水機場につきましては、主たるものが県の施設ということで、県のほうで管理している部分が多ございます。河川の排水機場につきましては、県の管理している排水機場及び市の排水機場がございます。農林関係の排水機場につきましては、土地改良区等が管理しているものと思っております。

○廣内孝次委員長 議長。

○阿部計一議長 土地改良区を含めて、結局田んぼのほ場整備とかやって、そういう排水をするための排水機場は、何個あるんですか、そしたら。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農林関係の所管する排水機場につきましては、8カ所ございます。

○廣内孝次委員長 議長。

○阿部計一議長 例えば、阿万地区の場合は、これは何個あるんですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 7カ所でございます。

○廣内孝次委員長 議長。

○阿部計一議長 それで、私はこれははっきりしたことは言えないんですが、そういう土地改良区とか、県の農林関係いろいろお話を聞きますと、基本的にはこれは市が管理するものやということをお聞きしておるんですが、これは基本的には市が管理するものやというふうにいってるわけですが、その点はいかがですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農林関係の排水機場につきましては、17年の町村合併以前の時代から整備をされておまして、その中で旧町の考え方の中でいろんな取り扱いにつきまして、少し差異がございます。で、合併後その違いにつきましてちょっと明らかになってきましたので、県のほうとも相談しつつ、順次統一化に向けて調整を図っているところでございます。

○廣内孝次委員長 議長。

○阿部計一議長 ということは、基本的には市が管理していくという、そんなふうに私聞いてるんですが、これ間違いないですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 私どものほうで調査したところによりますと、制度上市の管理になるのが正しいのかなというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は、１１時１５分といたします。

（休憩 午前１１時０２分）

（再開 午前１１時１５分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
何か質疑ございますか。
原口副委員長。

○原口育大副委員長 台風１２号、１５号で、かなりの農地とか施設に被害が出たと思うんですけども、どれぐらいの被害箇所で、今復旧とかはどういう状況になっていますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） たび重なる台風によります被害が大変発生しております、そのうち農業関係、農地または農業用施設について報告をさせていただきます。

まず、５月の台風２号につきましては２１件ということで、農地８件、施設１３件ということでございます。これは補助対象になる災害ということでございます。それから、７月の台風６号につきましては合計で４０件、農地が２０件、施設が２０件。それから、９月の台風１２号につきましては５５件、農地が３３件の、施設が２２件。それから、１５号につきましては２６４件、農地が１５１件に施設が１１３件ということでございます。

現在、１２号までにつきまして、先週、国のほうの査定が終わりまして、これから年内１５号の査定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 河川とかも被害があったような気がするんですけど、そこら辺の状況とかわかりますか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 河川と道路関係について御報告させていただきます。

台風６号については、道路３件、河川８件、１２号台風につきましては、道路３件、河川２件、台風１５号につきましては、道路８、河川２４、１０月２２日の豪雨によりまして、道路が２、河川が８。それ以外に単独災害が道路３０、河川１０、合わせまして９８件、被害額でいきますと約３億の被害状況になっております。

また、復旧につきましては、既に国の査定を２回受けておりまして、続きまして、１２月の第１週、第２週に国交省のほうから査定に来ていただいて、その後年度内に全箇所の新復旧をしたいと考えております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 大変な数なんで、なかなか復旧も手間取るん違うのかなというふうに思うんですけども、この辺は年度をまたぐような復旧ということも可能なんですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農地の関係につきましては、１２月の補正予算で計上をさせていただき予定にしております。その後、先ほど言いましたように、１２月中に査定を受けまして、その後増高申請等の作業もございます。ですから、当然発注、または、工事につきましては、繰り越しさせていただきまして次年度の施工になるかと思っております。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 最後に、河川で今回の雨とかで泥がたまって、しゅんせつの希望もかなり出てるん違うかと思うんですけども、そういう箇所って何カ所ぐらいありますか。県に要請するような形になるのが多いかとは思うんですけども、今河川のしゅんせつとかの希望というのはどれぐらいあるんですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 河川のしゅんせつの要望については、台風以前からずっと持ち越しておりまして、10カ所ぐらいあったかと思います。また、この台風等によりまして、希望箇所が地元のほうから出てきておりますけれども、今すべての数字は把握しておりません。

それと、復旧についてですけれども、河川道路関係につきましては、先ほど言いましたように、年度内の工事で完成を目指します。2件大きな被害があったところがあるんですけれども、それについては応急工事に対応しております。一つ、三原川の都美人さんのところの被害箇所については、査定をまだ受けておりませんが、非常に生活道路として重要な道路ということで、本日入札を執行しておりまして、応急工事ということで進んでおります。

以上です。

○廣内孝次委員長 原口副委員長。

○原口育大副委員長 件数も多いし、大変だと思いますが、できるだけ速やかに対応できるようにお願いをしておきます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと関連でお聞きしたいんですが、基本的に災害の復旧というのは、私どもは3年以内にすべて完了をせんといかんというふうに聞いておるわけですが、これは農業被害、道路被害、河川被害もすべて同じ3年以内ですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 農地の関係につきましては、作付等の関係がございますので、私どもは3年とは考えておりません。もう早急に復旧するというのが基本だと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この場合、河川・道路は、地元の負担はゼロですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） はい。公共災でございますので、地元負担、個人負担はございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、農業の場合は、地元負担はどんなになっていますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） 私ども、現場調査の段階では、地元に対しまして、農地につきましては大体2割、施設については1割の負担をいただくようになると説明をさせていただいております。ただ、先ほど言いましたように、増高申請によりまして、補助率が軽減される可能性が非常に高いというふうに思っておりますので、その分お含みおきをいただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 当初、課長の説明では、農地・施設ともどもで264件ぐらいになるんですか、これは。これだけのものを、今課長が言われておりましたように次の作付に間に合うようにできるだけやるのが基本ということなんですが、やっていけますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） できるだけ間に合わせたいとは思いますが、物理的なことがございまして、非常に業者も不足をしております。また、淡路島内でも淡路市なり、洲本市なり、私ども以上の災害が発生しているようでございます。なかなか作業も、業者の手当てもなかなかつかないのかなというふうなことが考えられます。

ですから、物によりましてはもう少し、一作超えた秋の施行というふうなことも十分考えられます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 先に農地整備課長に聞きたいんですが、これ、総額どれぐらいの被害、先ほど建設課長は、関係は約３億円程度と言いましたけれども、農業関係、これでトータルどれぐらいの被害額ですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（大瀬 久） ちょっと資料を持ってないんですが、大体８億程度の工事になるのかなと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、建設課長に聞きたいんですが、これは台風とか、こういう災害の場合は３年以内というのが基本らしいんですが、この３年以内といいましても、４月の１日に災害が発生した場合は、丸っぽ３年あるわけですね。これ、９月１０月に発生した場合３年というよりも２年半ぐらいのように思うんですが、これだけのことを３年以内にやるということなんですが、これできらん場合、超えた場合はどんなようになるんですか。国からの補助とか、そういうのは何かペナルティーあるんですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） ３年ということで決まっておるんですけども、ペナルティーは確認はしてません。今まで合併する以前からもそうでしょうけれども、私の記憶では３年を超えたというのは聞いておりませんので、３年以内に今まで大きな被害もすべて対応できてきたのかなというふうに理解しておりますが。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはもうそれでできれば一番結構なんですが、ちょっと洲本市へ我々も少し用事があってちょいちょい行くわけですが、例の２３号台風の洲本の被害のあと、修復事業を行っておるんですが、見ておりますともうとうに３年超えて、まだ事業やっとなというような感じも受けるんですが、他市のことをとやかくいう気持ちはないんですが、ああいうケースもあるように思うんですが、あれはどういうようになっとるんですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 洲本市さんの場合には、激特事業といいまして、また災害復旧でも事業が5年というふうな期間でやれるような復旧事業でございます。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。
砂田委員。

○砂田杲洋委員 委託業務についてちょっと聞きたいんですけど、サンライズ、サイクリングやけども、今のところ何か手を挙げとる業者というか、何社ぐらいありますかね、問い合わせとか入れて。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サンライズ淡路、それから、サイクリングターミナルの指定管理に関してですが、公募参加の表明提出締切が11月2日ということで公募しております。その時点で、両施設とも複数社表明の申請をいただいております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 ほんで、これは以前しとったように、サイクリングとサンライズと一体で業務委託するんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 指定管理者の公募につきましては、それぞれの施設ごとということで公募しております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 それと、サンライズ、サイクリング、少しあるようやけど、中に売店とかありますわね、それも一体で業務委託するんですか。それとも、分離するんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サンライズ淡路の施設の一つとして入っております特産

物直売所というのがございますが、今回はその直売所を指定管理から外して、市民に幅広く施設を提供し、活用していただくという目的で、今回のサンライズの指定管理からは外しております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 外す、外さんは別に構へんいうたら構へんねんけども、今までは一体型で委託管理しておったと。それで、今回は売店を外したということを聞いておりますが、その理由は何で外したんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ああいう独立した施設でもありますし、やりたいという方も多数あるというふうなことも聞いております。この機会に市民に幅広く提供し、応募していただくというふうな理由から外させてもらっています。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 業務委託を受けた人が、同じ施設の中である場所だけは別の人が委託管理を受けると。やりにくいんじゃないかと思うんやけど、何で一体型のほうが都合がいいと思うんやけどね、商売する上で、同じ施設の中に。この部分だけは違う人がして、それはちょっと何かやりにくいん違うかな、何でそんなことするの。そのわけいうたら、実際私がちらっと聞いているのでは、ある物産販売店の人が市に怒鳴り込んできた。「何でこんなんするんや」とえらいけんまくで来て、「別にせい」と言われて、最初は一体型にするといいよったのに途中でころっと変わった。何でそんなうるさい業者が来たら、市のほうはころころ態度変わるんかいな。それを聞きたいねん。やかまし言うたら、言うたものの勝ちかいな。おかしい。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃっとる施設につきましては、客層いうのかお客さんの利用していただく方が少し違うんですね。サンライズ本体の中の売店とか、サンライズ本体は当然サンライズの駐車場から来てお客さんが多いんですが、今の直販所、特産物のほうは、高速道路のパーキングの横にありますので、そこのお客さんが多いと。利用者の方がちょっと違うということと、売っている物が違うと。特産物というのは一緒

なんですが、そういう形の中でできるだけ広くいろんな人に利用してもらえればそれでええんかなという形でやっています。決して、別にだれかが言ってきたから分けたとかそんなんではございません。

もう一つ、すいません。

募集につきましては、サンライズをとった人も当然参加はできますので、そういう排除の仕方みたいなことはしていません。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 ほんなら、サンライズの中に今ある売店というのは、サンライズ一体で、今度業務委託した人がする。それで、今言いよる高速上がったところにあるやつは別個、それでよろしいか。ほんなら、ようわかりました。

ちょっとあるその人が、直接いうか、その人の友人に聞いてんけど、えらい怒鳴り込んだ、言うこと聞いてくれたとって、あちこちで胸張って言よったさかい、わしが力抜いたってというようなことで、そんなことで職員の人が負けないように、妙なことせんように頑張ってやってくださいよ。

それで結構です。

○廣内孝次委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 今、砂田委員から言いましたけれども、サンライズといわゆるゆずるはですか、サイクリングの指定管理についてちょっとこれ順序を追って聞いていきたいと思うんです。ちょっと、とにかく今回の指定管理に専決、こんな目まぐるしく変わってきてるんですが、そのことについて聞いていきたいと思います。

それで、まず、私いろいろ聞いてみたいんですけど、まず執行部、特に、担当部長、聞いていきたいと思うんですが、先に部長のほうから何か言うようなことがあったら言うてください、今回のこの一連の指定管理もろもろについて。そっちから思ったこと、聞いていったらよろしい、あんたのほうから何かこのことについて先に大枠、今までの流れについて言いたいことがあったら、先に言うてもうても結構ですが、どないしましょ、こっちから聞いていきましょか。何か言うことがあったら、先に言うてもうても結構ですよ、どっちでも。心の思いも言うてもうたら結構。

そしたら、順次聞いていきたいと思います。

これは10月の5日やったか、4日やったか、まず議運をやって、議運において、阿部議長がこれはもう議運だけでは具合が悪いということで、全協を開いてもうたわけですね。

それで、阿部議長が、議運が10月4日で、全協が10月の5日であって、連休も控えており、予約もあるということで、全協でいろいろな意見が出たわけですが、議長自身もそのとき全協で答えが出なくて、いわゆる執行部が専決をやったわけですね。

それで、このたびの議案に出てきとるわけですが、とにかくそのとき執行部の話では、予約も入っているし、専決をやりたいと。それで、その専決の対象者はとにかく今までやっていた小西君以外は外しては運営が成り立たんのでやりたいということで専決したわけですが、今度10月の25日に産建があったときに、そのときに既に今回これを我々はいただいたんですね。サイクリングの指定管理者制度の導入概要とこのサンライズの指定管理者の導入概要というの、出てたわけですね。

そういうことから考えますと、10月の5日に全協やって、次の日に専決やって、10月の25日には既にもう指定管理をされている方から11月をもって、この指定管理を辞退したいやいうことになってったんですね。日を追って考えていきますと、二十日の間、ということとは、もう相手方は指定管理専決で受けて、半月もせんうちに市のほうに辞退を申し出ているようにも思うんですが、この辺の経緯をまず説明してくれますか。何か、何を、議会はこれ翻弄されよるようになんねんな、執行部に。その専決をやって、3月31日までやるいよったんが、十日、半月の間には今度は指定管理を受けたところから返上を申し出るやいうようなことになって、一遍この辺の経過をちょっとまず説明してくれますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃっている10月の5日から、サンライズのほうの休みをできるだけなくしてという形の中で、開けるために小西さんらのグループに専決でお願いしたと。それで、実際やっていく中で、経営いうんか、運営をしていただいている中ですが、例えば、予約状況なりも8月ぐらいに広報紙いうんか、新聞の記事とかに出て、キャンセルとかそういうのも幾らか出ました。そういうのがあった中で、運営が非常に難しい部分もあるというふうな相談があって、それでは余り赤字がいかんうちに、というふうな話の中で2カ月で終わりというふうな話になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや。専決で指定管理するときには、十分その小西さんとかその3人のメンバーと十分話あって3月31日まで指定管理を受けるという話になって、市はあえて議会においたら、専決でなしに、公募でやったらどうかああかいうて、いろいろ議論があった中にもかかわらず、連休中の予約があるからこれをキャンセルすることによって今後の営業に影響があるということで、十分話し合いをした上で3月31日まで、専決

やったんでしょ。

専決やって、十日、半月で11月末をもってもう指定管理を返上させてもらうやいうことは、一体我々議会はそんなこと聞いたとき、一体何でやったんだと思うのは当然でしょ。専決やるってことは、相手方と十分話した上で、専決いうのはある意味では随契や。随契でしょ。随契ということは、相手方と十分話し合いをした上において、議会の全協の意見を、我々全協で答えがいろいろ、議論が出過ぎて全協がまとまらなんだんですけれども、執行部は専決でやったんや。それで、この半月やそこらで返上してくるといのはいかにも不思議に思うんよ。どんな話し合いであったんやと言いたいでの。

それで、この議案には、使用料パーセント挙げてないけど、確かそのとき3%か何かというようなことも出とったと思うんです、ここには出てないんですがね。3%で指定管理したんでしょ、使用料。

とにかく、執行部のやっとなることが、猫の目というか、もう何目というか知らんけど、余りにもころころころころ変わら過ぎよんねんの。変わら過ぎよんということは、基本的な考え方がないというように、我々は思うんよ。基本的な考えがあるんやったら、決めた限り押し通していくはずなんや。10日、半月で、ああ、そうかそうかということで変わって、今度この3%が、この資料の概要見とったら、指定管理料はもとの13、15に戻しとる。これ、一体何なと思うねん。この辺、一遍どういようなことか釈明してくれますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） もともと指定管理自体が、今おっしゃっているように公募して、サンライズの場合13%、1億超えた場合は5%と、超えた分が5%という形でずっと初めから計画しております。ただ、小西さんらのグループに専決をした部分は、緊急時の対応といいますか、その間休まないようにするために緊急にそういうような形をとって、できるだけ公募で指定管理をしていくのが本筋ですので、それに近づけるためできるだけその時間が短くなったと。結果としてはそういう形になってます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、あんた方執行部は、この3人の方々に対していわゆる随契で使用料は3%で、この年度末、3月31日までやってくれますか。やってくれるんなら専決でやりますよという話し合いのもとに契約したんでしょっていうねん。それが、十日、半月で何で11月をもってやめるや言い出したかという。非常に不可解なんや、我々は。不可解なんや、そうでしょ。そんなこと言い出したら、市は何のために専決をやってまで

お願いしたんですかっていうねん。

ほんで、私どもが思うのには、3月31日まで契約しとって、指定管理を返上すればええわい、市は指定管理者に対してこれペナルティーがかけられへんのですかいうねん。契約になってないやな、こんなん。契約というのは、双方納得してやったんでしょ。十日や半月でない言いよったけどこの契約返上しますやいうことが通るんですかっていうねん。こんな場合は、相手方に対して、市はペナルティーをかけられへんのですかっていうよんねん。こんなこといいよったら、契約書の意味がない、意味が。何で契約書の意味というのが何にも出てないと思うな、契約書の意味というのが。子供の約束でも、こんなことせえへんのと違うの。どない考えてもおかしいな。やりよることが、南あわじ市がやりよるように思わんな、行政が。思いつきでもこんなことはないと思うねんけどね。こんなことしとったら、今、行政からいろんな事業に対して契約を行う場合に、契約の意味がないようになるの違うんですか。

今、私どもはようわからんのですけども、かつては、土建業者と市が事業発注した場合は、何か補償金を取ったというような時期もあったらしいですが、今の市との契約に至っても補償金はほとんど要らないとうか、ないというような契約でいっとるらしいんですが、それはよっぽどの信頼関係があってやりよると思うんですが、こんなん、何ぼしとっても、契約書の意味ないん違うの。市は一体これ、どない思とんの。議会の意向も、無視ではないけど、配慮したのか何か知らんけど、専決でやって、専決でやるというのは、相当な市の信頼のもとでやりよるの、違うんですか。それやったら、この専決の意味がない。契約というのを一体どない考えとるの。こんなん南あわじ市の契約が通るねんやったら、請負しとっても「あない言いよったけどちょっと無理なんで返上します」いうことは、皆通るんですかいうねん。すべての事業の契約書は。

○廣内孝次委員 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 確かに、おっしゃるとおり契約自身として今例えば道路工事とかそういうのは、きちっとしたものでいからんといかんのは当たり前なんです、今回の専決させていただいた分につきましては、事の起こりが、例えば、市に対しての不払いとか、それぞれの取引先に対しての不払いが生じた、要は経営が成り立たなかったという部分があるので、そこらを小西さんとも話をしながら、ずっとその支払い自体が赤字にならんような考え方の中でいけるところまでとめたというか、話の中でしたということです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、執行部として、これ今回議案として専決で、議案出てくるねん。既に、この専決の議案が出てくるねんけど、この議案に対して既に破棄して、今度の指定管理導入の概要、これの指定管理の議案が出てくる予定になるの。これ、執行部としてこんな原案出すの、恥ずかしい。これ、今から審議して、可決か、否決か、これ専決は否決されても進んでいくらしいけど、これを審議するときにもう既にこれは破棄されてこないなりますいうこと、何でこれ議会で審議せんなんの。執行部として、この議案出すのに何の抵抗もないんですか。議会を、愚弄しとるというか、手続上必要といえども、こんな議案提出が普通あり得ますか。恥ずかしい。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 印部議員、おっしゃるとおり、専決で日を切っておいて、なおかつそれが変わるというのは、非常に申しわけないと思います。

ただ、もしそれをやって、3月いっぱいまでその人らが運営して、うまく経営が成り立ってくれるのであればそれはよかったんですが、そこら辺の心配をしたんです、当事者との話の中で。

申しわけないです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それはおかしい。そんなもん、通らんで、それは、そんな。それ、委員長、そんなような執行部のやり方で通らんし、こんなことを議案に出してくる自身、こへ議会で審議せいやというのはおかしいぞ。こんな議案。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） すいません。サンライズ自身に、地域からの思い入れが強くて、当然休むのをできるだけ、先ほどありました予約も入っていました。ただ、予約の伸びが、それ以上に伸びてこなかったというのも、あくまで申しわけないですけど、そういう形になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長、これまだ議案に上がってないから審議されても困る言うねんからやめときますわ。こういうような議案を出すんなら出したで、また言わせてもら

いますわ。こんな議会を愚弄したとか、ないがしろにしたような議案を出してくる自身がおかしい。

それと、この指定管理者制度の導入の概要について伺いたいんですが、まず、基本的に我々思うのに、この指定管理というのが今回の導入見てみますと29年3月31日までとなっとるね。今、23年。5年半、6年ということなんですが、指定管理という市の指定管理の基本というのは、こんだけ長いんでええんかなと思うねんな。

やっぱり基本は、市長の任期、4年というのが基本でないかなと思うんですが、まずその辺についてはどんなような考えですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今現在、基本的には5年でいっております。ただ、今回は半端な部分を足しての数字となっていますので、5年を超えてます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、副市長、我々思うに、指定管理というのはやっぱり市長任期の4年というのが基本のように思うねんな。そうでないと、やはり市長が再任されようが、変わろうが、やっぱりそのときの次の市長までの政策に対してくるような期間というのは、やっぱりいかなもんかなというように思うねんけど、副市長はこの指定管理の期間というのは、どんなように思ってます。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 皆さん方もよくお考えをいただきたいと思うんですが、指定管理をするということは、民間でやっていただくということです。やっていただくということは、民間が人材を集めて、そこで運営をするという基本は頭にちょっと入れといてほしいんです。

それで、やっぱりやっていくということは、ある程度の継続性がないとなかなか将来ビジョンを描けないと。将来ビジョンを描いて運営をこのようにしていくというような経営者の手腕がそこらあたりで問われてくるわけございまして、それをぶつ切りにして、1年だとか2年だとか3年だとかいう短いスパンでやることも可能でございますが、そういうときに長期的な戦略が描けない。それから、そこに働く職員さんも2年先、3年先は、私どもの明日はわからないというような不安を抱えるというようなことから、できるだけ長くやっていくということでございます。

私どもも、一般的に指定管理は5年ということをおおる程度決めておりますし、皆さん方も御承知のように、特別養護老人ホームなんかの指定管理もやっておりましたが、それも5年はやっておったんですが、そこに働く皆さん方からは不安で仕方がないので、適切な対応ができないというような不安もあって、完全民営化したというような経緯もございますので、先ほど言いましたようなことがあって、我々としては5年が適切であろうという結論を出させていただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、今副市長の言よることもわからんでもないんであって、別に2年であったっても、事業そのものが市側から見て継続に安定的運営ができよるという場合においた場合には、専決の随契という方法も何ぼでもあるわけです。

それと、もう1点、もっと言いたいのは、市は5年というような指定管理を契約しますね。そしたら、指定管理を受ける人、必ず5年やらなんのですか。2年でやめますいうのは、通らんのですか、そしたら。これは通るんですか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 契約というのは、双方の意思の合意がなければ、締結もできないし、破棄もできない。逆に言うと、双方の合意が双方にとって有利なことがあれば、何ら途中で解約することもできますし、逆に言いますと、我々のほうから一方的な解約もできるような条項にもなっておりますので、5年間必ずやらないかんかと言われると、そうでもないというふうな答えになるかと思ひます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 副市長ね、そういうことを言い出したら物事ややこしくなってくる。そしたら、この3月31日までのこの小西さんとの契約したやつは、双方十分合意したやつが何で十日、半月で破棄されとんねん。これ認めんのでしょ。十日、半月や、これ。この流れからいきよったら。最大二十日しか余裕ないねん、これ。10月の5日で全協やって10月の25日には既にこれが出てつとるねん。最大半月や。余裕あるねん。3月31日まで、これに合意して契約したん違うんですか。それを、十分話し合って合意したやつが、十日、半月で、これ契約解除や。向こうから、「契約してありますが、契約を返上します」と言うて来とるねん。こんなこと、契約の意味ないやん。そやから、この5年の契約であっても、途中でやめることにおいて、何らペナルティーもないんでしょ。向こうがや

めたい言うたら、これ以上のことは、もう市は首引っこ抜いてやってくださいって言えら
んのでしょ。何を言いよるねん、十分合意して、向こうがやめる言うたら。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） その話は、双方の話し合いで、最初は3月31日までという約
束をいたしました。ただ、先ほど産業振興部長のほうからのお話あったように、中身の運
営については非常に厳しいというような中でのことでもございます。そういう相談もあり
まして、我々としては、そういう中途半端な形よりも一番望ましいのはしっかりした、こ
れから5年間という継続した指定管理者を選ぶべきが一番最善の方法だということは、以
前から考えておりました。

そこで、相手方からそういう申し出があったので、私どもも検討した結果、双方にとっ
てそれが有利であれば、何ら契約書には抵触もしないので、双方話し合いの上で11月末
日を持って指定管理を解除するという双方の合意があつて我々がやっておることござい
まして、その合意は、これから新たな指定管理者の選定というふうな方法で、しっかりと
した管理運営ができるという条件のもとで、双方が解除しておりますので、一方が不利益
をこうむるというようなことになってくると問題があろうかと思うんですが、双方ともそ
れで納得すると。それから、その納得したことが将来にわたっていい結果を生んでいくと
いうことであれば、何ら協定書には違反しないだろうというふうなことは思っています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、そんなもん、いろいろ、副市長、答弁する必要ないやない
の。5年契約といえども、指定管理を受けとる人が、「もう私はこの事業、契約してまし
たけれども、2年をもつてもうできませんのでやめたい」というたら、これはもうやめざ
るを得んのでしょ、言いよるねん。5年契約ですからやってくれって言うんですか、言よ
るねん。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） そのときに、私どもにとりまして不利益をこうむるというよう
なことであれば、損害賠償請求等契約書に基づいた措置を、我々が講ずることは可能でご
ざいますので、先ほど言いましたように、双方が納得し、双方に利益が生じるようなこと
であれば、それはやむを得ないということはあろうかと思うんですが、一方が納得しない
というような契約の破棄はないと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、今の契約の中で、市と農業公園とファームとの契約の中で、10年を持って契約を解除するの、その契約の内容をまず詳細に知りませんが、それで契約を解除したときに、今度は、相手方が不満を持って、市に訴訟を起こしてとるわけやな、今の農業公園とファームとの関係は。

ほんなら、反対に、契約書どおりで解除を市はしとるのにもかかわらず、今度は相手方から訴訟が起こってきた。今度は、今副市長が言いよるように、5年契約で相手方が途中で契約を解除した場合、市が不利益をこうむった場合は損害賠償請求をすると言いよるねんの。そういうことやな。そうでしょ。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） ちょっとお間違えのないように言っておきます。

ファームには、私どもは業務委託契約で3年間という期限は切っておりましたので、その期限がきたので返還を求めただけでございます。ただ、市と、株式会社農業公園のほうは、指定管理で、そのときもこの23年3月31日で一たん切れて、新たな指定管理が始まっておりますが、農業公園株式会社とファームの間では、この23年3月31日をもって業務委託契約は切れるという契約になっておりますので、そのとおりの話をただで、相手が契約上書いてあるにもかかわらず、異論を唱えておるということのみです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、この5年であろうが、何年であろうが指定管理を受けとる場合には、指定管理者は都合で契約を解除すると相手方が申し出てきた場合は、市はそれは損害賠償するんならしたらいいんですが、やめるということは契約を幾らしとっても、やめることはできるわけです。ほんなら、市の場合は、今度はよっぽどの、書いてある中で、相手方がペナルティーでもない限り指定契約を解除することができらんわけですわね。当然、向こうにペナルティーがあった場合は、当然それはできると思いますけどね。

それと、続いて聞きたいんですが、当初サンライズを指定管理する場合、私の聞いておったんは、グラウンドとかああいうたぐいのところは、分割するかというようなことも聞いておったんですが、この概要から見ると、同じようなものであって、1,500万円出して、維持管理してもらっているグラウンドとか、ああいうところは、やっぱり以前と同じように指定管理の中に入るんですか。何か当初、分けらんといかんかなというようなこ

とも言ったんですが、この中ではちょっと読み取りにくいんですが、どうなってますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃっている分割につきましては、ふれあい公園であるとか、サッカー場、あちらのほうの分で無料で貸し出ししている分ですか、そういうところについては、うちのほうでやっていくと。で、利用してもらう運営については、当然サンライズのほうでやってもらう。ただ、野球場のようなところについての管理もその中には含まれています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 具体的に聞くけど、そしたら、今まで1,500万円出しとったお金は、このたびのこの指定管理料の中へは入っとるん、指定管理の中には、別。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 前、管理料で払っていた分、委託料については、今回はサンライズを受けた業者とは関係ありません。うちのほうで、管理委託を、また別のところに発注していくという形になります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、今までのサンライズ一本のやつは、サンライズのこっちの運営と、このグラウンド、これのやつの整備とは分離の指定管理するわけやねというねん。指定管理は別になるんやね。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 分離です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、先ほど砂田委員からも質問がありましたように、今ま

でのサンライズの施設全体からいうと、我々からいうと、単純にいうと、三つに分けるわけやね。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） はい、そのとおりです。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 三カ所に分けるわけですね。

そうなりますと、この概要を読んでおりますと、先ほど砂田委員が言っていました直売所の指定管理、この概要はここに今出てませんわね。それと、今まで市が1,500万円出しておったことの施設に対する指定管理の概要も出てないわけやね。とにかく、この二つは外しとるわけ。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） はい、その二つは外しています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは外すなら外すでいいねんけど、この管理はいつ、どこで指定管理するわけですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まず、公園のほうの管理については、指定管理という形より管理委託という形になっております。それぞれ、例えば草刈であるとか、木の選定であるとか、そういう物に対しての業務発注というような形になろうと思います。

また、直売所につきましては、賃借という形の中でその利用をしていただいて、その売り上げの分でいただくという形になります。

○廣内孝次委員長 皆さん方にお諮りしますが、どういたしましょうか。昼食をはさんで、また、昼からやるか。あと、質疑が少ないのであればもう昼食をとらずにこのまま続けて。ようけ、あります。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 0時03分)

(再開 午後 0時04分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

それでは、昼食のために暫時休憩いたします。

再開は、13時5分といたします。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時05分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

午後は、一応副市長と農業委員会事務局長が公務のため欠席となっております。

森上委員に関しましては、少しおくれるとのことであります。

それでは、再開いたします。

質疑の途中でしたので、続いて、印部委員、よろしくお願いします。

○印部久信委員 この指定管理制度導入の概要に入っていたわけなんです、副市長がおらんので部長に聞かざるを得んですが、部長、この契約の概要、前回の概要と、私もざっと目を通したら大分変わってるなと思うんですが、先に部長のほうから前回の指定管理の契約書について、今回と、大きく変わっているところ、2、3あると思うんですけど、ちょっと先に言ってくれますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 大きく変わった点につきましては、連帯保証人の項目と、補償金の項目の分が追加されております。前回、そういうのがなかった分でそういうのを入れているのと、また、使用料をいただく期間も三月ごと、年4回という形の中で表示しております。

以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今言われたことがそうだと思うんですが、もう一つ大きな変わった点
が、先ほどから言っておりますように、専決でやって使用料３％であったというのが、も
との１３％に戻るとるんですな。これも大きな変化やと思うんですね。

それで、まずその点から聞きたいんですが、今までサンマックスと指定管理していたと
きが１３％の使用料であったのが、今度３人に対しての市が３月３１日までの専決では使
用料が３％に低くなったと。それが、今度この小西君らのものが１１月末をもってこの指
定管理を返上するになって、新たな概要がまた１３％になつとる。この使用料を３％にし、
また、もとの１３％に戻ったという、余りにもこの短期間で使用料が変わり過ぎとるねん
やな。この理由は、まず何ですか。こんな、我々から見たら、先ほど来より言っているよ
うに、何か市は何を思って、思いつき、思いつきで何をやっとなかというものが、もう私の
実感なんです、これに対しての説明、まずしていただけますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まず、その３％に変えた理由につきましては、当然従業
員の方が、前回のサンマックスの従業員の方が引き続いてやっていただいたと。ただ、そ
こに納品されていた方につきましては、非常に迷惑がかかった分の中で、今度なかなか仕
入れはするにしても、仕入れしにくい状況であったと。そういう形の中で、利益が非常
に上がりにくい状況の中で進めていくので、３％で話をしている。ただ、今度新しく公募
してやっていく場合については、もう完全に違うところという形の中と、期間も５カ年以上
という長い期間でありますので、従来これはやれるであろうということで、前回も判断し
ていた数字に戻したということになります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長が前回サンマックスがやっていた場合、納入業者に迷惑をか
けておるとか云々で、それが理由で３％になるという根拠は非常にないんですが、迷惑か
けると言いよったんですが、これは、今回１２月の頭から指定管理やるにしても、いず
れにしてもサンマックス時代の納品業者に対する未払いというもんがついて回りよと思
うんですが、今市のほうでサンマックスが納品業者に対しての、これは債権者会議等も行
われておると思うんですが、まず、債権者会議が行われたのかどうか、そこからいきま
しょか。それやって、納入業者に対して、どれぐらいの債権が残っておるのか、把握してい
る範囲でちょっと説明してくれますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 債権につきましては、神戸の弁護士のほうが今それをまとめてやっただいていてということをお聞かせしております。ただ、その金額については、幾らというのはまだ聞いておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 サンマックスに対する債権は南あわじ市も当然あるわけですね、あるわけでしょう。それで、サンマックスの破産申請していくがゆえにおいて、まだ債権者会議を招集していないというのは、これはどないいうことですか。これ、会社が破産申請する場合に、通常、債権者会議というのはそれは会社の規模にもより、いろいろあると思うんですけど、破産申請した場合、どれぐらいの期間で債権者会議というのは、通常行われるんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 弁護士さんのほうから、それが決まった時点で連絡が来るとことは聞いていますが、いつというのはまだ聞いてません。どれぐらいというのも、ちょっと申しわけないですけど、そこまで確認しておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 南あわじ市の債権2,000万円余りの金、これの債権について南あわじ市は、どんなようにしようと思とるの。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然、弁護士のほうに、こういう債権が残っていると、今おっしゃられましたような使用料の分2,000万円もそうですし、電気代とかそういうのでうちが今立てかえている分も、そういう形の中で手を挙げております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今までの使用料の二千数百万円の使用料の未納の債権が残っているの

は、それはわからんでもないんですが、この間も質問したように、名義変更書きかえの不備による電気代120万円をあえてサンマックスが破産申請をしている会社において、それがわかっておるにもかかわらず、立てかえ払いやいうてそんな理解のできないことをやっとりんやな。この点について、どない思います。これ何か手だてを講じておるんですか。そのまま債権とひっくるめて、一緒に取りたてをしようと思とるんですか。そこらはどないです。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） まず、その支払いに至った理由につきましては、サイクリングターミナルの分なんです、サイクリングターミナルでテニスコートであるとか、体育館の夜間使用とか、そういうのが継続してやれるようにという形の中で、どうしても支払いをせんと運営が南あわじ市だったものですから、それをしなければ電気を切られるというような形の中で、利用客のほうを優先させた状況で支払いをしました。

 ほんでもう一つは、今そのお金につきましては、関西電力のほうにもう一度かけ合って、返還のほうもお願いはしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、電気代、南あわじ市が120万円払って、今の説明では関西電力にちょっと待ってくれ、これはうちでは払うべきものではなかったと。それで、120万円出したやつを返還してくださいって、そんなことが、そんな子供みたいなことが通るんですか。南あわじ市の名義になっておるところに関西電力が請求して、南あわじ市が120万円払って、今会社に、実は名義変更は本来サンマックスであるべきものを間違えて手続ができてなかったんで、その120万円は本来サンマックスが払うので、うちが払う必要がなかったんで戻してくださいというのは、これ通ると思いますか、そんなことが。そんなことが、世の中、みなこれ南あわじ市でやりよることが通るんですか、これは。部長、そんなこと請求して大人げないと思いませんか、こんなこと。やりよることが、どうも市がやりよるように思わんねんけどな、一から十まで。余りにもずさんというか、しよることが子供だましというか、未熟というか、果たしてこんなことがこの議会でそんなことを話し合いすべきような問題でないと思うねんけどな。余りにもしとることが粗雑というか、本人、こうやってやりよって全うなことしとるように思いますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 水道のほうもそういうふうなお願いで、市の名義であったものをそういうふうな形でお願いもしておりますので、関電さんにはもう一度その話をするつもりではおります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、水道のほう言いましたけど、水道のほうは何でお願いして聞いてくれるんですか。本来、水道といえどもこのごろは淡路広域でやりよるねん。淡路広域でやりよるところへ、今度市が、三市の広域でやりよるから言うてくれたら聞いてくれるとでも思てやっとするんですか。そんなこと言い出したら、広域水道のやりよることについて、反対に、今度は広域水道に対して我々言わんなんことがある。水道料金の未納は市であつたらこらえたるけど、一般住民の未納はどないしとるんですか、みなこらえたるんですか。そんなバカなことないでしょう。公共で南あわじ市が淡路広域から使とる水道料金も待ってくれいうとるけど、今度は反対に広域水道側からいうたら、市民が使いよるやつ待ってくれいうたら、みな待ったらんといかんようになってくるんや。そんな勝手なことないと思うけどな。そんなこと、市がそんな勝手な言い分で通っていきよつたら、一般市民の水道料金の未納に対して取りたてることできらんの違うんですか。そんなバカなことて。市であつたら、未納を認めたる、滞納を待ったる、市民であつたら取りたてに行く、そんな広域行政やられたらいかんと思うけどな。それは、部長、考え方がちょっと違い過ぎとるん違うかな。そんなら、あんた、広域水道の所長しとって、南あわじ市の水道料金何十万円か知らんけど、ちょっと待ってくれいうさかい、待ったれ、一つ違たら未納になり、一般市民の使用料は早取りにいけて、そんな矛盾したことが通りますか。それ、そんな考えはおかしいな。それやつたら、電気代払うのと一緒のように、市が自分のペナルティーやから、市はやっぱり広域に水道料金を払うのが当然違うんですか。何で関電だけ払って、広域には払わんのですか。何ぼあるんですか、水道料金は。そんな勝手なことをいうたら、それは余りにも手前勝手過ぎるの違うかな。広域水道は、それでいいんですか。そんな行き当たりばったりなことばかりしよつたら、話前へ進めへんで、これよ。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） サイクリングターミナル分につきましては4万7,617円です。

○印部久信委員 何カ月分。

○産業振興部長（水田泰善） 8月と9月の分です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その分は、広域水道は市からの説明において、料金の延滞しているのを認めてくれとるんですか。風呂から何から、そんなもんか水道料金。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 これ、部長ね、慎重に発言してもらわな、広域水道の管理者は門市長やの。私、議長しよるのよ。それで、市の落ち度で、瑕疵があつてそういうことが起きとるねん。それを、市やよつてこれを変つて、水道企業団が払うや、そんなことが通ることちゃうだ。

未納欠損やけど、そんなこと済むはずない、そんなことが公になったら、それこそ、印部委員言いよつたように、もう水道代払わんでいいのかつていう形になってくるねんから、当然南あわじ市が見本を示さないかんことを、それは大きな発言やと思うで。その辺、ほんまにきっちりとした、間違いない答弁ですか、それは。そんなこと、公になったら大変なことになりますよ。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 済みません。説明が足らなかつたんですが、向こうの水道のほうには、そういう破産手続の中で、この今実際名義が変わつてないんやけど使用人がサンマックスということで、それを御理解していただきたいということでの説明をして、この話を進めております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そやから、関西電力は話してもできらんさかい払た。水道は、淡路広域は南あわじ市も出資した広域水道やから話して、待つてもうとる。そんなことでええんですか言うねん。あくまでも、南あわじ市の過失瑕疵によって名義変更ができていなかったけれども、南あわじ市になつとるんや、水道の利用者は。それが、説明して、関電は素説明しても通らんさかい払つた、広域水道は説明したらわかつてくれたさかい、今待つてもうとる、払わんやということでええんですか、言いよるねん、私は。そんなことで。

話して通るとこは待つてもらい、話してあかんところは払わんとしゃない、電気とめられ

る。そういうことや。ほんで、今部長の説明聞きよったら、サイクリングの体育館もろもろは、電気がなかったらいかん、何がなかったらいかんといえども、サンマックスは既に指定管理をしてない。ということは、あそこは市の直営でやりよるのですか。市の直営か、運営は。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今現在は、直営という形になっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 直営。それは、議会で、いつ、どこで直営にするいうて決めたんですか、言いよるねん。指定管理がなくなった、ということは直営にしますよということは、いつ、どこで決めたんですか、言いよるねん。今まで、サンマックスに指定管理しとった施設でしょ。サンマックスの指定管理ができらんと、ああいうことになって返上した、指定管理を返上して切った、切ったのはそれでいいんです。そのときに、サンライズは直営で指定管理にした。サイクリングの、その体育館とかもろもろの施設は、今本来ならこれ宙ぶらりんや。本来なら宙ぶらりんや。市は、直営にしますかというようなことを、いつ、どこで決めて、言いましたか。我々議会は、そんなこと聞いとらへんで。本来、宙ぶらりんのはずなんや。市が直営ですと、我々聞いてないはずや、ここの産建の委員会で。そやろ。

そやから、サンライズであつても、阿部議長があるとき言うた、しばらく、直営で3月末までやるねんやったらやれと。ただし、直営なら直営で議会で言えと。ただし、それができらんさかいに専決で指定管理したんでしょ。ということは、サイクリングは、今あの施設は宙ぶらりんのはずや。どこも管理してないはずなんや。そんなこと、聞いてない、我々は。直営にするやいうことは。宙ぶらりんのとこへ、何で電気代、水道代払わなあかん。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 御指摘のとおりですが、今現在実際うちのほうから委託をしながら、臨時の人をお願いをして、雇って、その貸し出し業務を行っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、それはどこで決めたんですか、言いよるねん。我々は、聞いてませんよって言いよるねん。あくまでも、我々はサンマックスが指定管理しとって、サンマックスが指定管理を返上してきましたよというのは聞いとるねん。それ以降、我々聞いてない。あの組織は、今もう宙ぶらりんのはずなんや。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然市の施設ですので、市が管理するのは当然やと思って、うちのほうで今動いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 管理するのは、それでええと言うねん。管理するのはそれでええけれども、その指定管理を返上したときに、執行部は議会に対してこの施設は市が直営で運営しますよとかいうことは、一切聞いてませんよと言いよるねん。そない、言いよるねん。

せやから、サンライズであっても指定管理を返上したって困ったから、困ったから市は、あのとき阿部議長は直営でするねんやったら直営でせいと。もしくは、プロポーザルするねんやったらしたらええねんけども、その時間がないから、議長や議会や全協で言いよることを聞いた上で、専決で業務委託したんでしょと言いよるねん。だから、サイクリングはその話、一切出てませんよと言いよるねんや。それだけのこと、言いよる。

だから、あの組織は今何もなしに、宙ぶらりんのはずですよ。市が直営でやるねんやったら、それだけの予算措置せんといかんの違うんですか。直営でやるんなら、市は予算措置せんともものが動かんの違うんですか。例えば、3月31日まで直営でやるんなら直営でやるように、人件費もろもろ予算措置せんともものは動かんでしょ。市のものといえども、市が運営する予算の措置ができてないものが、もの動きますか。あの人らに払いよる人件費、どこから払うの。予算措置してなかったらあかんやな、直営でするんやったら。それ、何やととるねん。人件費払うお金がないはずなんや、予算措置してなかったら。

松帆の松原荘であつたつても、直営でやりよるから予算措置してもものが動きよるのでしょ。松原荘は予算措置してもものが動きよるのでしょ。サイクリングも直営でやるねんやったら、予算措置せんともものは動かん、言よんねや。ほんなら、だれがお金出しとるねん、ほんなら。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今、その雇っている人につきましては、総務のほうと話

をしながら緊急雇用の中で対応していただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、それは部長が勝手にやりよることであって、あれか。市のお金動かすの、緊急雇用でやろうがどんなお金でやろうが、部長の、それこそ専決でいけるんですかちゅうねん。あくまでも、どこからお金を使おうがこのお金の予算元というものは、予算措置しとかんことには動かんでしょ、言いよるねん。そんな、部長が、あつこにある金余つとるさかいあれ使え、これ使えでいけるねんやったら議会要らんやないか。議長にこんなん聞くの、おかしい話やけど、議会の予算措置できてないもんで、市がお金動きますか。こんなバカなことないぞ。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1時27分)

(再開 午後 1時33分)

○廣内孝次委員長 それでは、再開いたします。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 大変申しわけございません。本当は全協のときにこういうことをすべて言って、皆さんの御理解をいただきながら進めていくのが本来でしたが、そこを忘れて、突っ走ってしまったということで、大変申しわけございません。
また、違うものにつきましても、私の発言で御迷惑をかけて申しわけございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それから、今回の連帯保証人、議長も連帯保証人つけて、保証料をつけるようにいうことで、この概要を見ておきますと、その意見が大分取り入れられとるようにも思うんですが、ただ一つ気になるのが、サイクリングの導入の概要の連帯保証人という項目の6)の中の(2)で、「連帯保証人は必要な資力、能力を有するものとし、市が不当と認めるときには指定管理者はその変更をしなくてはならない。」この連帯保証人、この能力、内容履行、必要な資金力、能力を有するもの、それを市が不当と認められたときということを書いてあるねんけれども、こんな判断、果たしてどんなようにして判断を

しようと思とるんですか、これ具体的に。例えば、連帯保証人だれかがなりました。その人は、このもろもろの内容を履行するに必要な能力、資力を持っているかどうかを判断して、不当な場合はこれはもう却下すると書いてある。この能力の判断ということは、連帯保証人になる人は、資産証明書とか何かの提出を求めるんですか。どないして判断するの、この判断。ここに書いてあるの。言葉だけか、ここに書いてあるの。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善）　今おっしゃっている分につきましては、当然連帯保証人の方の資産内情を調べさせていただいて、連帯保証人足る要素があるかどうかいうのを確認させていただくという形で書いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　今部長は、連帯保証人の能力について、市が調べさせてもろてと言いましたけれども、ということは、連帯保証人はみずからの資産も市に提示する必要はないねんな。市が、独自でこの人は連帯保証人としていいか、能力があるかどうかを市が調べんねんな。連帯保証人になった人に対して、資産台帳とか、固定資産台帳の提示を求めるんでなしに、市のほうが調べるねんな、今の発言は。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 申しわけございません。出していただくという形になります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　おまえ、もうちょっと言う発言、気をつけて言うてくれへんかな。そうでないと、我々は部長の一言一言について、注意深く聞いて、質問しよるねんさかいにな。こない言うたらこうでありました、こない言うたらこうでありました。もし、聞いてなかったらそのまま通るねんから、この意見というのは。そやけども、答えはできるだけ正確に言うてくださいよ。それでないと、一々確認せんなんようになるさかいに。

ということは、連帯保証人になる人は、市からこれこれこれこれの書類を提示してくださいという一覧表出すわけやな。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） はい。

○印部久信委員 はい、言うたね。例えば、どんなように、具体的に出してもらうかを言うてください。はい言うた限り、市から提示を求める内容について、腹案あるんでしょ。ならば、どんなようなものを資産台帳、出してくれいうて言うん。一覧表、もうつくってるねんな。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 応募要件の中で、連帯保証人の概要書いうのをとりあえず提出してもらいます。その中身については、主な事業等明記してもらいます。その中で不十分な場合は、その会社の経営とかいうのを、再度提出してもらう形になってくると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、次長、もう既にその腹案の書類は、整備できてるわけやね。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 応募のホームページの中に、その連帯保証人の概要書いうのもつけております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、その審査は、だれがどのような人が審査するのかわかりませんが、この能力を有しないという判断、能力を有するという判断は、何を基準のもとに、だれがするんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） 確かに先生のおっしゃるとおり、その人の能力を判断

するのはなかなか難しいことがあるとは思いますが、ただ単に個人の名前なんかで連帯保証人をされてきたら、またこれも困る形になりますので、そこら辺はその概要書の中身を見て判断していく形になっていくと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 はい。それはそれで結構。

それと、一つ気になるのが、利用料金に関する条項で、大きい4番の（2）で、減額または免除「指定管理者は条例等または市長が必要と認める場合は、利用料金を減額または免除できる」という項目があるんですね。これ、今までなかった項目だと思うんです。これね、次長、考え方によったら、今回起こるとする不納、利用料金の不払い、利用料金の支払い不納者に対して、これはある程度の隠れみので、今回のような場合に、市長は、市長が必要と認める場合、利用料金を減額または免除することができるということにも、使いかねない項目なんよ。これは、今回の場合でも、ある意味ではこの条項があった場合、今回の二千数百万円の未納金に対しての、この条項があった場合、これを使える可能性があるわけやの。

これは、非常にもろ刃の剣で、裏表、この項目はいかにも一つ違ったら、これを使った場合に、取りたて不納を全面減額できるということを議会に提出して、議会で可決されたら、これ通る可能性があるねん。これはいかがなものかと思うねんな。それで、その後に、ずっと読んでいった場合に、利用料金の4分の1を前項の保証にかかる契約保証金額は、指定管理者指定申請中に対価算出のためによって使用料の4分の1以上を契約のときに納めるという項目があるねんの。これがあるんでね、この上のさっき言うた免除または減額するというものをつけておく必要がないんじゃないかと思う。これをつけとったら、今言うたような手法に使われる可能性があるねんの、と思うんですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この項目につきましては、先ほど先生の御指摘の心配な面が考えられるんですけれども、一応これの概要で募集しておりますので、これはまた次の指定管理のときでも、こちらでも検討してみますけど、とりあえずこれで今募集しておりますので、申しわけございませんけど。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ただ、もうこれを使われたら、議会としてね。ほんで、執行部の責任

というのはあってないようになる可能性がある。だから、これは4分の1以上の使用料を前納するというのを都合によったら2分の1にするとか、またここらはもう一遍考慮してもらう必要があるんじゃないかと、そういうふうに思います。

○廣内孝次委員長 阿部議長。

○阿部計一議長 議長があんまり発言したらいかんということらしいんですけど、想定通りいくとあと三日ほどで議長は終わりますので。

この問題についてほんまに委員がなぜこうしつこく執行部に聞くかというのは、これはやはりこの前の中野君がああいう形になった、これは我々にも議決した責任の一端があるわけよな。けど、それはもう大半はプロポーザルにしたらその選考委員がそういう見る目がなかったということなんや。それで、こんなこと言うたら、職員の人に失礼やけれども、職員の人には瑕疵があっても何や責められてしよってもすいませんでしたいうたら、それで済むねん。けど、我々は4年に1回、命をかけた選挙しよるねんや。それで、今度また想定外という言葉がはやっとる中で、こういう事件が起きたら、これは我々今度選挙することにも大きな、議会何しよるねんなど、なってくるわけや。

そやから、今回の、やはり指定管理を選ぶのには、先ほど次長がそういう保証人の選択についても説明してましたけど、吉備国際大学誘致にしても、これは市長は財務調査から何から恐らく私、外部のコンサルティングというか、専門家にまかせてやっていると思うんですよ。

ですから、今回もそういう保証人やる人は、見かけだけでなくして、あの人は金もつとるなとか、企業はうまいこといきよるなやいうのではなくして、外部のコンサルティング、専門の財務監査をする人、そういう人を入れて、そして、議会に提示すると。そこまできかなんだら、今回の指定管理の、議会でもなかなか議決をもらおうと思ったら、私、難しいと思います。それでなかったら、我々もそんな、2回もまたそんなことをやられたら、それはとんでもないことになるということで、やっぱり慎重審議しよるので、その辺を執行部もよく理解してもうて、やっぱり外部のそういう監査、外部調査を入れてきっちりした、見かけだけでなくして、そういう財務をきっちりと、吉備国際大学やったらきっちりと出とったんや、そういうことをやってほしいと。

これはもう要望だけにしときますけども、そんなんで、決して印部委員も水田部長をターゲットに攻めよるのでないんで、やっぱり我々も責任あるねん、これ、ほんまに。せやから、今度もしひっくり返すようなこと、またなったら、これは大変なことになると思うねん。まず、第一市長が一番責任をもって。そういうことで理解いただいて、責任ある答弁をしていただきたい。

以上です。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 ちょっと聞きもらったところがあったんで、確認をしたいと思います。

今、議長が言いよったんやけど、産建では再三大丈夫かと、この人問題あるぞということとは、再三指摘をされとったと思うんや。それを、ほってあったというか、余り真剣に受けとめとらんだということは、執行部のほうの管理責任があると思います。そう言うとき

ます。
それと、きょう言いよったサンライズの運動場のほうと、それと直売所、売店の。その公募はもう始まっとるんですか。してありますか。まだですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） グラウンドのほうなり、ふれあい公園のほう、言いました別にするというやつ、これは公募ではございませんので、運営委託していくと。必要に応じては入札したりとかいう形をとっていかうと思っております。

もう一つは、公募をしていく下の産直につきましては、今から、今日明日ぐらいにそれを募集かけていかうということをしております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 その要綱の中身やけども、それも連帯保証人とか、補償金とかは取る予定ですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 売上料が少ない、ただ、公募の条件の中に、サンライズの今の条例の中に、あそこの使用料という項目がございます。それで幾ら出していただけるのかという話も中に入っとるんですが、それを保障のときには、その分を出していただくかなとは考えております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今、使用料という話が出たんやけど、あの物品直売所の場合、決まった金額でないと思うんよ。売り上げの確か5%やったん違うかと思うけど、どうですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 条例には、月幾らという表現はされております。幾ら以内と。で、それ以外の中で募集をして、それに一番高い金額をつけていただいた人に出していこうと。それも条件の一つでね。ただ、今言う中で、売り上げのパーセンテージではございません。今は、指定管理者の中に入って、今動いてますので、その人らの条件の中でそういう売り上げのパーセンテージかも知れませんが、今度やっていくときは、市とそのグループなり、個人なり、会社なりが当の契約のときには、幾らと。もう定額でいく、多いときも少ないときも、定額という形の中で動いていこうとしております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 今までは、サンマックスがしよるときは、この売店、売り上げの5%が賃料や思てんけど、ちやうかったんかな。定額でなかった思うんよの。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） このサンマックスがサンライズを指定管理になって、直売所については、市のほうは使用料はもらってません。ただ、その中に入ってる方とサンマックスさんとのやりとりの中で、売り上げの何%とかいうやり方はやっていたかとは思いますが、とりあえず会社が倒産するまでは、給料と品物の納品という形で聞いております。それ以後は、先ほど議員さん、おっしゃられた売り上げの5%という形でいっていると聞いております。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 ほんなら、今までサンマックスのときは、あれを一体型で委託しとったと。今回分離するということなんやの。それがさっき、私言うたように、ある強力な業者に怒鳴り込まれて、「はい、そないします」って言うたらしいってこと、聞いたものよ。そんな姿勢で、あっちから強う言われたら、私みたいなおとなしい人が言うんと、印部委員みたいな強力な人が言うんと、どっち聞くんないうて、そんな差別されたらこれも具合悪いな。それ、聞いたものよ。おまえら違うで。もっと上の人がやで、怒鳴り込まれて、「はい、そないします」って言うたらしいやん。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） ちょっと誤解があると、あれなんですけども、この三つを分ける話は、それ以前にもそういう形でいこうということで進んでおりました。

○廣内孝次委員長 砂田委員。

○砂田杲洋委員 ほんま。よろしいわ。

いやいや、その業者のごくごく友達に聞いたら、この間どこやこの近くに怒鳴り込んでいったんやと。「どない思とるんや、これ公募せんかい」言うて、「そないします。すいませんでした」って頭下げてくれたっていうて、「わし、偉いもんじゃ」って言いやっきよる。私やったら、損よの。お願いしますって言われて、つらいな思て。余り、市民に誤解のないようになるべくやってもらう、さっきの水道代も一緒。市民に聞こえて、誤解のないようにやっていかないと。わかりました。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

○砂田杲洋委員 はい、結構です。

○廣内孝次委員長 それでは、ほかに何かございますか。
長船委員。

○長船吉博委員 ちょっと聞きたいねんけども、サンライズの使用料が売り上げの13%、サイクリングが15、これ、何を根拠に13、15%、これわしにとっては、絶対これ、大体サンライズが15で、サイクリングが13かなと、単純にぱっと思うねんけども、このパーセンテージの根拠を一回教えてください。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 一番最初に、15%、13%決めるとき、サンライズのほうが先だったんですが、その当時サイクリングターミナルで食堂部分が15%でやってたという実績が、旧町時代から続いておりました。それで、実際パーセンテージ決めるときに幾らにするんやということでいったんですが、サンライズのほうが使用料か何かで200万ぐらいの必要経費があったので、その分を引いて13という形で一応組んで、13%という形でやっとりまします。ちょっと、今その部分では、申しわけございませんが、そ

ういう形の中で、基本的には15%、1億を超えた場合は、当然一生懸命頑張ったという形の中での分で5%にしておりますが、サンライズの場合、実績として1億3千か、4千ぐらいいっておりましたので、13%というものの月にならずともう少し下がるというような状況でございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、答弁の中にサイクリングが、食堂のほうで旧町のときに15%もろとったから、それをそのまま横滑りさせたというようなことやと思うんやけども、何で旧町もなくなっておるのに、南あわじ市はいろんなところに類似した施設を指定管理しとるじゃないですか。これ、やっぱり一貫性というか、同じような施設があるのに、何で同じような施設を、同じような指定管理利用料にしないのか、そういう考えはなかったんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） ですから、サンライズとサイクリングは同じような考え方で、その分で進んでおります。宿泊と食べるレストラン部分という形の中で動いております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今から本題やねんけども、うずのくに、あれは3%ですね。それ、何ですか。余りにも類似した施設で、これだけ利用料が違うっていうのは、非常に不可解、不思議、いや、サンライズ経営者、サンマックスさんにしても、これ非常に不公平やなと思いつつ契約しとると、僕は思うんですけども、なぜ、うずのくにの3%なのか。で、うずのくにには株式会社ですよ。それで、市が二十何%株持ってますよね。当然、年に1回株主総会、それと、役員会はあると思うんですけども、この市からだれが出席してるんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 市のほうから出席しておるのは、副市長です。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 きょう、副市長がおれへんで非常に残念なんやけども、うずのくにの経営状態、そこら年次株主総会なりには必ず報告されると思うんですね。ほんなら、僕は、旧町、あそこの経営について、議会で出席して見ております。だから、かなり年間大体2千万弱赤字。その赤字分というのは、減価償却費が3千万ぐらいいっとったと。今回減価償却費が要らんで、ほっといても1千万ぐらい必ずもうける。せやから、今会社になって、自分たちが非常に、こんな言うたら言葉悪いかもしれませんが、一生懸命やっとな、仕事。特別地方公務員のときは、あれは何だったんだろうという思いをしとるんですけども、経営状態非常に、僕はいいんですよ。いいと確信を持っております。そこへ持ってきて3%。これ、おかしいん違います。そこら、どんなふうに思っておるかお答え願いたい。全然、ノータッチなん、産業振興部は。もう副市長にまかせっきり。そこらどないよ、答弁。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 今おっしゃっている、予算上にうちのほうに入ってくる、例えば、使用料とかそういうのは、当然予算措置とかそういうのはうちでしますけど、今いう会社運営の部分についてはうちは入ってません。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は、2時10分といたします。

（休憩 午後 1時57分）

（再開 午後 2時10分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。
産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） すみません。ちょっとおわびしとかないかんのは、こちらの勘違いで、先ほど水道の話で、うちが市の名義という話をしたんですが、これこちらの勘違いですみません。当初から、サンマックスに名前変わっとなったということで。今の問題なかったということで、すみません。水道だけです。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 先ほど、うずのくにさんの話なんですが、これについては詳しいいきさつ、僕のほうも聞いていないので、また、株主総会とかも入ったこともございません。また、これ一遍、副市長がおるところでお願いしたいと思います。申しわけないですけど。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 決算書なんか、産業振興部所管、全然もらえへんの。
ほんなら、決算の結果よ。結果を聞きよるねん。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 2010年の4月1日から2011年3月31日までの第7期につきましては、16万2,000円の当期純利益が出ております。そういうことです。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 16万2,000円やそんなはずないはずやけどの。どこかで、役員手当とか、そんなんちょっと取り過ぎよんのかの。そんなはずではないはずやで。半端な金額と、僕違うと思うねん。
ええわ、もう続けて。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 もう一遍、よう調べてほしいと。僕は思うに、さっきも言ったように、減価償却費が余りにも多いかって、赤字の会社やった。それが、もうぼんっと指定管理にしたために、その3千万という金がなくなる。当然、黒字。それで、そこへもってきて、非常に、今個々、職員の方々、自分ら働いたら働いた分だけある程度の給料が得られるということの中で、よう頑張っておると見ております。

それで、当然、売上高も当時から比べれば、倍とまでもいけへんだろうけれども、最低でも3分の1はアップしてると思うねん、最低でやで。それに対して、やっぱり売り上げかなり黒字に出とる。それやったら、この南あわじ市の指定管理の使用料を、やはりもっと見直すべき違うんかと、僕が言いたいのはそこなんや。これだけ、サンライズ、サイク

リング、うずのくに、3点が、こんだけ違うということは、それはもうおかしいと思うねんの。で、まして、うずのくには余りにも安過ぎる。

これはもう、僕ら旧町のときにはっきりいって知っとるねん、何で3%になったかいうのも。最初、新しい会社つくらせて、それで、経営さす。資本金も少ない中でさすよって、当初1%やったかな。それで運営させて、それである程度になったら、3年やったか、5年やったか、それで3%にしますというふうにしとるわけ。せやけども、その会社が、やっぱりもうけよったら売り上げ上がって、黒字であつたら、ちょっと使用料上げていってもかまんやない、段階的にでも。それで、同じような使用料、この南あわじ市の同じような施設は、同じような使用料にしていってもええわけでえか。ただ、ほんまに一生懸命仕事しよって、それが経営難に陥ってきよるときになれば、ほんならそこらやったら相談に乗りましよう。相談に乗りましよう、少しでも使用料下げてあげましよう、そういう行政も、これも一つの経営やと思てもうたらええねん。で、常に行政であっても、方針の中に民間企業の経営ノウハウを取り入れようというふうなうたい文句も、施政方針の中に入っておるわけですから。だって、そこら、行く行くなるべく、この南あわじ市の指定管理の使用料、同じような類似施設は一緒のレベルにしていく、そういうことも、いち早く考えていくべきやと、僕は思とるねん。どうですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（水田泰善） 当然そういう類似の部分は一緒に合わすというのもあると思うんですが、ただうずのくには今運営している大鳴門橋記念館につきましては博物館施設ということで、売り上げがどうしても上がりにくいような施設であろうと思います。特にまた、人形座の問題もありますし、そういうのも含めた中で、今後更新の時期に、そういうのを一遍検討するぐらいのことしか答弁はしようがないと思うんですが、お願いします。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 黒字であれば、使用料出しても税金で、税金を払うのも、市に払うのも会社としては一緒なんや。そやから、そこらをじっくりやっぱり相談して、その相談も決算をしっかり見た中で、多分役員会等にも副市長行きよと思うんやけども、そこらしっかり見据えた中で、この職員の給料はどのぐらい取りよるねんやと、社長が役員手当どれぐらい取りよるねや、そこらもしっかり見据えた中で、やっぱり指摘する分は指摘もしていかなあかんと思うねんな。そんな中で黒字であつたら、ほんなら今度、来年からは3%やなく6%にしてくれと、これ言いやすいと思うねん。このサンライズとサイクリン

グがこういうふうな状況やからと、一緒のような状況にしたいんやというふうなことをしっかりと説明すれば、理解してもらえと思うねんの。余りにもかけ離れ過ぎてると、僕は思っているので、そこらよく考えてやってほしい。

それで終わっておきます。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。

それでは、ないようでありますので、所管の質疑は終わりたいと思います。

それでは、その他に入ります。

その他、何かございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 これは、11月15日の神戸新聞なんですが、恐らくこれは14日に行われたと思うんですが、住民出資型の太陽光発電特別目的会社で実施へということを書いてあるわけですね。これ、淡路の県民局でやっとりらしいんですが、これは所管はともかくとして、これ南あわじ市からだれか出席されましたか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） これにつきましては、あわじ環境未来島構想推進協議会の部会の中での一環として住民出資型太陽光発電検討会で協議された内容でありまして、この構成員には市長公室が担当として入っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、次長が答えられたように、所管が市長公室ということのようなんですが、我々産建のメンバーとして、これも産業であるというので、所管外のことを余り聞いても次長も詳しくはないと思うんですが、できるだけ今度産建でもできたら取り上げていきたいと思いますので、また、市長公室とも連携をとって、できるだけの情報をとってほしいと思うんです。

それで、今現在どのような情報があるか、どのような程度まで聞いておられるか、わかっている範囲で結構ですのでちょっとこのことについて説明いただけますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この会合につきましては、初会合が8月23日、2

回目の会合が11月14日でございます、この11月14日の記事が神戸新聞に載っておったということで、その内容につきましては、この事務局はひょうご環境創造協会が事務局を担当しております。

それで、内容につきましては、地域住民から出資をしてもらいまして、特別目的会社を設立いたします。その中で、その会社が太陽光パネルを公共施設に設置すると。公共施設は、その発電の余った発電を関西電力に売りまして、その売ったお金の中で特別目的会社にリース料を支払うと。それで、特別目的会社は、その経費の中から地域住民に支出し、していただいた方に配当するという内容でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 次長、今どれだけの情報を持っておるんかわかりませんが、これは総事業費幾ら、資本金幾ら、株式公募はどないするとか、そういう点についてはまだ情報はありませんか。

○廣内孝次委員長 産業振興部次長。

○産業振興部次長（興津良祐） この会社につきましては、一応出資をしてもらうペーパーカンパニーみたいなものを設立して、その会社で運営していくということで、まだ出資については、内容的には事業費の配当利率が1%で、当初目的は30キロワットの太陽光発電を3カ所、公共施設に設置すると。ただし、これについては、コストが大体1キロワット40万円かかりますので、3基を設置しますと15年間経費的なのしますと、2,100万の事業費になると。ただし、支出のほうが2,400万ぐらいの支出になってきますので、300万の赤字が出ると。

ということで、最終的には30キロワットを30カ所、公共施設に設置したいと。これを15年間計算しますと、事業費的には収入で2億1,000万。それで、支出、配当も入れまして、2億1,000万で取れるのかなという計算の中身の資料は持っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、これ産建でも取り上げていかんといかんと思うんですね。それで、今聞きますと、所管というのは市長公室がこの県民局へ会合に行っということなんですが、今後産建開くにおいて、今のように次長がある程度の情報をとってもらって話してもらっても結構なんです、事によったらその公室の担当者をこの産建のところへ呼べるんか、呼べらんのか、そこはまた委員長の判断にお任せしますが、その辺の対応も今後考

慮していただきたいと思いますので、そこらはまた対応してもうたら結構ですので。
終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに何かございませんか。
長船委員。

○長船吉博委員 今、先ほど委員長、私うずのくにの件で質問しましたね。副市長がいてないと。で、委員会から、委員会開催通知を出して、出席要請をしてある。そこへもってきて、公務やからといって、ぽっと昼からいてない。これは、ちょっと職務怠慢やと思う。まあ言えば、議会を、委員会をどう思ってるんやと。けしからんことや。
やっぱり、この委員会から、もっと嚴重注意、今後一切こういうことのないように。ちゃんとした審議ができひんかったよって。せやから、そこらを1回皆さんに取りまとめて、諮ってください。

○廣内孝次委員長 それでは、ただいまの件に関しまして、御意見があれば伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。何か。
議長。

○阿部計一議長 これは、私も委員長、経験があるねんけども、やっぱり昼までに終わるだろうとか、2時に、昼からするとかいうような安易な考え、我々もそういう形で運営してきてんけども、やっぱりそういうことが一つの今回の問題にもなっとるのかなと思いますし、私も町時代から、市長は、これはもう、町のときはあいさつにも来なんだけども、副市長が市長代理と。それで、両巨頭が抜けた委員会、これ今回初めてですから、やっぱり県の問題はそういう。委員長も恐らくきょうは昼までに終わるん違うかなというようなことで、そういうふうな感じになっとったんかもわからんし。そういうことを、反省も踏まえて、やっぱりきっちりおられるような日程にさせていただくような形にしてほしいなと思います。

○廣内孝次委員長 わかりました。ほかにございませんか。
それでは、口頭で嚴重注意ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 それでは、そのようにいたしますのでよろしくお願いします。
それと、前回委員間討議、これをまだ確定で、今後やろうかというような話でございま

したけど、何かございましたら。よろしいですか。

それでは、これで産業建設常任委員会を終わりたいと思います。

委員長として、1年間いろいろお世話になりましたありがとうございます。恐らく、次は委員会外れますので、あとよろしく願いしまして閉会といたします。

(閉会 午後 2時27分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 11 月 21 日

南あわじ市議会産業建設常任委員会

委員長 廣 内 孝 次